

番号 00210

# 自動車検査証

令和 5年 9月 29日

軽自動車検査協会



車 両 番 号		交 付 年 月 日	初度検査年月	自動車の種別	用 途	自家用・事業用の別	車 体 の 形 状		
大阪 51ち 4412		平成 17年 11月 7日	平成 16年 9月	軽自動車	乗用	自家用	箱型 [001]		
車 台 番 号		乗車定員	最大積載量	車両重量	車 両 総 重 量		長 さ	幅	高 さ
L250S-0071251		4人	—kg	750kg	970kg		339cm	147cm	150cm
車 名		型 式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量又は総出力	前 軸 重	後 軸 重	型式指定番号	類別区分番号
ダイハツ [151]		CBA-L250S	EF	ガソリン	0.65L	480kg	270kg	12161	0004
使用者	氏名又は名称	北河内4市リサイクル施設組合							
	住 所	大阪府寝屋川市寝屋南1丁目2-1							[27515 0516]
所有者	氏名又は名称	使用者に同じ							
	住 所	使用者住所に同じ							
使用の本拠の位置		使用者住所に同じ							
有効期間の満了する日		備考 【高槻】 継続検査 平成22年度燃費基準5%向上達成車 平成10年騒音規制車 近接排気騒音規制値96dB** 令和12年度エネルギー消費効率(WLTCモード燃費値)算定未了 令和2年度エネルギー消費効率(WLTCモード燃費値)算定未了 令和2年度エネルギー消費効率(JCO8モード燃費値)算定未了 平成27年度エネルギー消費効率(JCO8モード燃費値)算定未了*							
令和 7年 10月 25日		【自動車重量税額】 ¥8,800*							
年 月 日		【走行距離計表示値】 91,700km (令和5年9月29日) *							
年 月 日		【旧走行距離計表示値】 85,000km (令和3年9月28日) *							
年 月 日		【受検種別】 持込検査車 【検査時の点検整備実施状況】 点検整備記録簿記載あり*							
年 月 日		【受検形態】 認証整備工場*							
年 月 日		【整備工場コード】 61-04996**							

OCR04-7381



LMVIO



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

裏面もご覧ください



## (注意事項)

### 1. 自動車検査証を交付された方へ

- ① 自動車を運行するときには、有効な自動車検査証を携行してください。
- ② 継続検査は、自動車検査証の有効期間が満了する日の1か月前(離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、2か月前)から受けられますので、余裕を持って受けるようにしてください。
- ③ 自動車検査証に記載されている住所又は氏名等に変更があったときには、手続きが必要です。また、自動車の構造等に変更があったときには、変更の手続きが必要となる場合がありますので、使用の本拠の位置を管轄する軽自動車検査協会にお問い合わせになるか、軽自動車検査協会のホームページの手続案内をご覧ください。
- ④ 「交付年月日」欄には、新規検査、最新の自動車検査証記入、自動車検査証返納のいずれかの日が表示されます。
- ⑤ 走行距離計表示値は、新規検査と予備検査(いずれも道路運送車両法(以下「法」という。)第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車に限ります。)、継続検査と構造等変更検査の際に走行距離計に表示されていた数値を記載しているため、走行距離計が交換されている場合等には、実際の走行距離と異なる場合があります。

### 2. 輸出予定届出証明書を交付された方へ

「輸出予定届出証明書」は再発行できませんので大切に保管してください。

### 3. 自動車検査証返納証明書を交付された方へ

「自動車検査証返納証明書」は再交付できませんので大切に保管してください。また、再びご使用になる際の新規検査申請においては、この自動車検査証返納証明書のほか「使用者であることを証する書面」が必要です。「使用者であることを証する書面」とは、自動車検査証返納証明書の交付を受ける際に交付された軽自動車検査証返納確認書や、譲渡証明書等です。

### 4. 市町村合併後の住所へ変更を希望される方へ

市町村合併に伴う住所変更が反映されていない自動車検査証につきましては、法第67条第2項により、特に手続きをされなくても問題ありませんが、合併後の住所への変更を希望される場合には、使用の本拠の位置を管轄する軽自動車検査協会の事務所窓口で、新住所の自動車検査証を交付いたしますので、お申し出ください。

## 自動車使用者の皆様へ

### 点検整備は必ず実施しましょう

自動車の検査は、安全・環境の面について国が定める基準に適合しているかどうかを一定期間ごとに確認するものであり、次の検査までの安全性等を保証するものではありません。

自動車の使用者は、安全・環境を守るため、自らの責任で適切に自動車を管理しなければなりません。自動車の事故や故障を未然に防止するためにも、日常点検整備と定期点検整備は必ず実施しましょう。

### 自動車不具合情報ホットラインに情報をお寄せください

国土交通省では、迅速なリコールの実施やリコール隠し等の防止のため、自動車不具合情報ホットラインを通じて、皆様のお車に発生した不具合情報を収集しております。

フリーダイヤル受付 0120-744-960(年中無休・24時間)

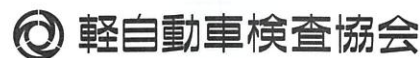
(オペレータ受付時間：平日9:30~12:00 13:00~17:30)

ホームページ受付 [www.mlit.go.jp/RJ/](http://www.mlit.go.jp/RJ/)

### リコールによる修理は必ず受けましょう

リコールの点検・修理は、安全確保及び環境保全のため必要なものです。なお、リコールの通知を確実に受け取るためにも、自動車検査証の住所や氏名等の変更手続きは必ず行ってください。

※ 交付を受けた自動車検査証が申請された内容と相違していないことを確認してください。もし相違しているときは、ただちに申し出てください。



<http://www.keikenkyo.or.jp>

軽自動車検査協会は、軽自動車の安全性の確保と公害の防止その他の環境の保全を図るため軽自動車の検査業務を行っています。